

6. その他河川整備を総合的に行うために必要な事項

河川整備の実施に関する事項について、円滑に進めていくためには、関係機関との調整や地域住民との連携等が必要となります。これらを実現するための方策は、以下のとおりです。

6.1 その他施策との連携

(1) 管理者の異なる高潮堤防の整備

河口周辺の港湾区域等、管理者が異なる高潮堤防の整備にあたっては、施設管理者と調整を図ります。

(2) 都市計画に関する施策との調整

良好な河川景観の保全及び創出を図るため、関係自治体等と都市計画法等に基づく必要な行為の規制、誘導等について調整を図ります。

また、河川周辺において、都市計画事業等が実施される場合は、関係自治体の施策と調整を図ります。

(3) 景観に関する施策との調整

高梁川・小田川には、堰上流に広がる水面、山地から連続する樹林、中州による多様な河川形状等の、良好な景観があります。

今後河川整備を行う際には、必要に応じて、「倉敷市景観条例」、「倉敷市景観計画」等の景観に関する施策と調整を図ります。

(4) 兼用道路及び河川に隣接する道路

堤防上の兼用道路及び河川に隣接する道路については、道路管理者が整備・維持管理を行う場合がありますが、河川敷地利用の快適性や安全性の向上等が図られるよう、歩道や横断歩道、安全施設の設置等について、必要に応じて道路管理者と調整を図ります。

6.2 連携と協働

高梁川では、地域と連携・協働した川づくりに向けて、今後も地域住民への広報活動に努めるほか、清掃活動、伐木ボランティア、河川愛護モニター等への住民参加を通じて、地域の要望や意見を踏まえながら整備に取り組みます。また、必要に応じて住民による清掃活動を支援する等、積極的な対応をしていきます。

6. その他河川整備を総合的に行うために必要な事項

6.3 情報の共有化

連携と協働を実現するためには、治水・利水・環境に関する情報を共有化することが重要です。

そのため、ホームページや事務所事業概要を通じて、高梁川の河川整備状況や自然環境の現状等に関する情報を広く共有するとともに、施設の見学会、説明会、出前講座等、住民等に直接説明して理解を深めることに努め、意見交換の場づくりを図る等、関係機関や地域住民等との双方向のコミュニケーションを推進します。



岡山河川事務所事業概要(表紙)



流域内中学校生徒による大和山レーダ雨量観測所の見学



ショッピングモールにおける高梁川パネル展

6.4 社会環境の変化への対応

高齢化、世代間交流の希薄化等の地域社会の変化に伴い、高梁川の河川空間が果たすべき役割も、現状のスポーツ施設中心の利用に加えて、憩いの場、地域のコミュニケーションの場としての利用等、新たな社会環境への対応が求められています。

このため、本計画では、地域計画等との連携を図りつつ、施設整備等のハード対策に加え、高梁川水系をとりまく社会、環境の変化に伴い生じる課題や住民のニーズに適切に対応できるよう、組織づくり等のソフト対策にも努めます。